

タイププロジェクト株式会社 エンドユーザー使用許諾契約書

本使用許諾契約は、タイププロジェクト株式会社が所有するフォントファミリーとその内包するすべてのプログラム（以下、本フォントプログラム）をご使用いただくにあたって条件を定めるものです。お客様は本フォントプログラムの全部または一部をダウンロード、インストール、または使用した場合、本契約書に定める条件に従って本フォントプログラムを使用することを受諾したものとみなされます。お客様にご同意いただいで使用される本フォントプログラムは、お客様に販売されるのではなく、使用権を許諾するものです。本契約は、あらゆる意味において、本フォントプログラムに関するすべての著作権、知的財産権および所有権、またタイププロジェクト株式会社（以下、弊社）または弊社が許諾を受けた第三者のいかなる商標、商号、もしくはサービスマークに関する権利をお客様に譲渡するものではありません。

第1条 使用権の許諾

お客様は本契約書に同意し、以下に記載された範囲で本フォントプログラムを使用することができます。

- 1) 本フォントプログラムは1台のコンピュータに対し1ライセンスとします。
- 2) お客様は、ライセンス許諾された本フォントプログラムを使用して作成したコンテンツのアナログ出力およびその販売、デジタルコンテンツのPDF等での複製、およびその販売、頒布をすることができます。
- 3) お客様は、本フォントプログラムを映像におけるタイトル、テロップおよびフリップとして使用することができ、本フォントプログラムを使用して制作した映像コンテンツを複製、販売、頒布および公衆送信することができます。
- 4) お客様は、本フォントプログラムに対し、文字の一部を利用、または加工や変更を加えて新しい文字の作成ができます。ただし、新しく作成した文字の使用はライセンスを受けているお客様および業務委託をしている第三者に限り、販売はできません。
- 5) 本フォントプログラムはネットワークでの使用はできません。ネットワークで使用する場合は、別途契約が必要です。（第2条の諸条件を満たし、別途、ネットワークユーザーライセンス契約を締結した場合は本フォントプログラムを1台のコンピュータにインストールし、そのコンピュータ上またはLANで接続された同一組織内の別のコンピュータで使用することができます。）
- 6) 本フォントプログラムはサーバー搭載での使用はできません。サーバーに搭載して使用する場合は、別途契約が必要です。（第2条の諸条件を満たし、別途、サーバーアプリケーションライセンス契約を締結した場合は本フォントプログラムをWebアプリケーション等のネットワーク経由のソフトウェアを提供するコンピュータにインストールし、インターネット等を経由した別のコンピュータで使用することができます。）

第2条 諸条件

- 1) 本フォントプログラムをネットワーク経由でマウントして使用することができないシステム、およびいかなる記憶媒体（HDD、USBメモリ等）にもコピーできないようなシステム構築を行わなければなりません。
- 2) ネットワークユーザーライセンスを購入する場合、インストールした本フォントプログラムはネットワークで接続されたコンピュータのいかなる記憶媒体（HDD、USBメモリ等）にもコピーできないようなシステム構築を行わなければなりません。
- 3) サーバーアプリケーションライセンスを購入する場合、インストールした本フォントプログラムはネットワークで接続されたコンピュータのいかなる記憶媒体（HDD、USBメモリ等）にもコピーできないようなシステム構築を行わなければなりません。

第3条 禁止事項

- 1) 本フォントプログラムは、機器への搭載、ゲームやその他のアプリケーションソフトウェア等への組込みでは使用できません。組込みで使用する場合は別途契約が必要です。
- 2) ネットワークユーザーライセンスを締結した場合を除き、ネットワークサーバにインストールした本フォントプログラムを、1台または複数のクライアントのコンピュータで使用することはできません。
- 3) 本フォントプログラムを、許可台数を超過して使用する目的を含むあらゆる目的でCD-ROM、ハードディスクドライブ、外部記憶装

置などへのあらゆる記憶媒体への複製を禁止します。

- 4) 本フォントプログラムの改変、変更、改造、翻訳、逆アセンブル、逆コンパイル、解析等の行為をしてはなりません。
- 5) 本フォントプログラムのフォントデザインを利用して、同一またはその一部に変更、追加、変形、修正、改訂を加えたものを、お客様の製品として販売、頒布または流通させる等の行為することはできません。
- 6) 故意または過失を含むいかなる場合であっても、本フォントプログラムの文字情報を取り出すこと、または取り出した文字情報を変更、追加、変形、修正、改訂を加えたものでフォント、またはその他の二次的成果物およびデータを制作してはなりません。
- 7) 本フォントプログラムの書体を、類似の書体の字母として利用してはなりません。
- 8) 映像コンテンツまたはデジタルコンテンツにおいて本フォントプログラムを使用する場合、フォントとして機能する形態でのデータの制作や、埋め込みおよびバンドルを禁止します。
- 9) お客様が本フォントプログラムの文字の一部を利用、または加工や変更を加えて作成した新しい文字を販売することはできません。

第4条 バックアップコピー

お客様は、保管目的以外に本フォントプログラムをインストールまたは使用しないことを条件に、バックアップコピーを作成できます。バックアップコピーにも本契約に記載されているすべての条項が適用されます。

第5条 権利の譲渡

お客様が本フォントプログラムもしくは第1条の規定により許諾された使用权を第三者に譲渡する場合は、書面でのタイププロジェクト株式会社による事前の承認が必要になります。本フォントプログラム使用の権利を第三者にリース、レンタルまたはサブライセンス、譲渡、貸与、または配布、複製および他のコンピュータへコピーすることはできません。

第6条 限定保証

- 1) 弊社は、弊社が本フォントプログラムに関する権利を保有していること、ならびにお客様が本フォントプログラム使用の権利を有していることを保証します。
- 2) 弊社は、弊社が規定した動作環境以外での使用について、いかなる保証も行いません。
- 3) 弊社は、本契約条件に明示している内容以外において、本フォントプログラムに関するいかなる保証も行いません。
- 4) 弊社は、本フォントプログラムに重大な修正が必要になった場合、ユーザー登録を実施したお客様に告知します。告知に基づき、お客様から請求があった場合は修正したプログラムを無償で提供することを保証します。
- 5) 弊社は、本フォントプログラムの使用によってお客様または第三者が被った、直接的、間接的な損害、および使用に関する満足度や市場性については責任を負いません。
- 6) 本フォントプログラムに欠陥があった場合の返品、交換は購入から2週間以内とします。
CD-ROM 版で、一度以上使用した場合、お客様のものでキズや汚れなどが生じた場合、ケースに同梱の説明書を紛失した場合の返品、交換はできません。

第7条 契約の解除

お客様が本契約の条項のひとつに違反した場合、本契約はタイププロジェクト株式会社によって解除されます。その場合、お客様は本フォントプログラム（本契約で認められたバックアップおよび条項に違反して作成されたコピーのすべてを含む）を、直ちにタイププロジェクト株式会社へ返還しなければなりません。

第8条 権利の帰属

本フォントプログラムの著作権、特許権、実用新案権、保護されるべき企業情報などを含むすべての知的財産権および所有権はタイププロジェクト株式会社に帰属します。

第9条 準拠法

本契約は日本法を準拠し、東京地方裁判所を管轄とします。

第10条 一般条項

本契約は弊社ならびにお客様との本フォントプログラムに関する完全なる合意であり、本契約締結以前の表明、交渉、提案、了解および広告のすべてに優先します。本契約の一部が無効であり強制力を有しないとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その条件に従って効力および強制力を維持します。本契約は消費者として取引するすべての当事者の法的権利を損なうものではありません。